

# 山梨県公報

第四百十八号

令和五年

十月十六日

月 曜 日

## 目次

- 告示
- 土地改良区の定款の一部変更の認可(三件)……………六三九
  - 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………六三九
  - 道路の供用開始……………六三九
  - 道路の区域変更(二件)……………六三九
- 公 告
- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更(二件)……………六四〇
  - 富士川水系釜無川圏域河川整備計画の変更……………六四一
  - 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六四一

## 告 示

**山梨県告示第二百四十一号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和五年九月二十九日西保堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県告示第二百四十二号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和五年九月二十九日龍岡土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県告示第二百四十三号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和五年九月二十九日徳島堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第二百四十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。  
令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	身延線	南巨摩郡身延町身延字町方三八一六番地先から 南巨摩郡身延町身延字町方三六九三番一地先まで

### 山梨県告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年十一月六日まで一般の縦覧に供する。  
令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府市川三郷線	西八代郡市川三郷町上野字川浦 六一五番一地先から 西八代郡市川三郷町市川大門字 橋場二七八八番一地先まで	一一九・八	令和五年十 一月二日

### 山梨県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和五年十一月六日まで一般の縦覧に供する。  
令和五年十月十六日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	北杜市高根町下黒沢字前田二〇七五番一地从先から	旧 六・二 新 六・八	八・一
北杜市高根町下黒沢字前田二〇七七番一地从先まで	新 六・八	八・五	二〇七・八

山梨県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年十一月六日まで一般の縦覧に供する。  
令和五年十月十六日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百五十八号
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	甲府市梯町字西平一〇五五番二地先から	旧 一五・二	一〇〇・五

甲府市梯町字西平一〇五七番四地先まで

新	三五・六	一〇〇・五
旧	一五・二	四〇・六

山梨県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年十一月六日まで一般の縦覧に供する。  
令和五年十月十六日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	上野原市秋山字下の段一〇二四八番一地从先から	旧 八・六 新 六・三	五五・〇
上野原市秋山字光満坊九五六七番一地从先まで	新 六・三	三三・〇	三三八・〇

公 告

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（八田地区畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求

をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年十一月十四日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年十一月二十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年四月十六日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（南アルプス西部地区農地環境整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年十一月十四日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年十一月二十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年四月十六日まで

● 富士川水系釜無川圏域河川整備計画の変更

富士川水系釜無川圏域河川整備計画を次のとおり変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により公表する。

令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県県土整備部治水課、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和五年十月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町東油川字北畑二十二番二、二十二番三、二十三番二、二十四番二、二十五番二、百九番四、百十番二及び百十一番五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番